

## 社会保障こぼれ話

### 労働者補償制度の改正

(アメリカ)

アメリカ合衆国の労働災害補償制度は、具体的には、各州の法律で実施されている。1977年には、この制度を改正するために、49州で約1,700の法案が提出され、300以上が法律として制定されている。それらのうち、主要な一部の例を示してみよう。

オクラホマでは、1978年中に、使用者が前年に10万ドル以上の賃金を従業員に支払った場合、制度が適用されることになり、適用は拡大される。また、給付は1980年以後大幅に上げられ、たとえば、同年1月から、完全廃疾の給付は週50ドルから110ドルになる予定である。

ネヴァダ州では、適用があるグループに拡大され、さらに、職業病に設けられていた無数の除外は廃止されることになった。また、給付も大幅に上げられている。

カリフォルニアでは、給付は若干上げられたが、労働時間が週2時間以下とか、災害前の90日間に収入が100ドル未満などの家事労働者や臨時の労働者を、従来カバーしていたのに、適用対象から外している。ネヴァダやオレゴンでは、労働日数や収入が基準以下の場合、臨時雇傭の労働者を適用から除くことになった。

これらの適用制限に対して、メリーランド、テキサス、ワイオミングの諸州では、適用が拡大された。たとえば、メリーランドでは、制度はあるヴォランティア活動者、収入のない者などにも適用を拡大し、テキサスは刑務所の受刑者に適用を広げ、ワイオミングは州の公務員を制度でカバーしている。

テネシーは職業病の全面的な適用を目指しており、心臓や肺の疾患、雇用に関連をもつ高血圧も職業病とみなされるようになった。サウス・カロライナも職業病を拡大している。

給付水準の改正は多くの州で行なわれており、前述したように、大幅な引上げを行なう例は少なくない。それらの一部を見れば、ニュー・メキシコは遺族になった配偶者の給付を、被保険者の収入の50%から66 $\frac{2}{3}$ %に上げた。また、この州は受給対象とする遺児の年齢上限を、全日制で就学中の場合、23歳まで引上げ、遺族の範囲を孫、弟妹にも拡大した。しかし、反対に、アラスカのように、支給率66 $\frac{2}{3}$ %に引下げる例も見られる。

寡婦とかん夫に対する給付になんらかの差を設ける例が見受けられるが、コネティカット、ノース・カロライナ、ノース・ダコタ、オクラホマ、ユタの諸州は、両者に対する諸給付を平等化した。たとえば、コネティカットは両者の給付に設けた支給期間をいずれも312週にし、ノース・ダコタは従来除外していたかん夫にも、給付の受給を認めるようになった。

これらの改正以外に、すでに受給している給付を上げたり、あるいは、引上げる方法が、コネティカット、ミネソタなどの諸州で採用された。また、葬儀への手当の引上げ、後期の短縮、全面的な医療給付の採用など各種の改正が、色いろな州で実施されている。

Amy S. Hribal, Workers' compensation laws — significant enactments in 1977, Monthly Labor Review, No. 12, Vol. 100, Dec. 1977, pp. 25 — 33.

(平石長久 社会保障研究所)